

埼玉県公安委員会規程第3号

指定自動車教習所職員等講習に関する規程を次のように定める。

平成13年1月25日

埼玉県公安委員会委員長

指定自動車教習所職員等講習に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第9号の規定に基づき指定自動車教習所の政令で定める職員に対する講習（以下「講習」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(実施基準)

第2条 講習は、各受講者に対して1年に1回行うものとする。

2 1回の講習の実施時間は、教習指導員は9時間、技能検定員は10時間、管理者を直接補佐する職員は6時間とする。

3 一会場当たりの講習の受講人数は、講習効果等に配慮し、適正な人員となるように配慮する。

(実施要領)

第3条 警察本部長は、講習の実施要領その他必要な事項について定めるものとする。

(委託)

第4条 道路交通法第108条の2第3項の規定により講習の実施を、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3に規定する一般社団法人又は一般財団法人その他の者に委託するものとする。

2 前項に規定する委託は、委託契約を締結して行うものとする。

附 則

この規程は、平成13年1月25日から施行する。

附 則（平成20年11月28日公安委員会規程第12号）

この規程は、平成20年12月1日から施行する。